

令和元年第2回中泊町議会 定例会会議録目次

第 1 号 (6月7日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
出席説明員	2
職務のため出席した事務局職員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定について	4
日程第4 報告第6号ないし日程第19 議案第30号	4
・報告第 6号 専決処分した事項の報告 (損害賠償の額の決定について)	
・報告第 7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (平成30年度中泊町一般会計補正予算第11号について)	
・報告第 8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (中泊町税条例等の一部改正について)	
・報告第 9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (中泊町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例 の一部改正について)	
・報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (中泊町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に 関する条例の一部改正について)	
・報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (中泊町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る 固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について)	
・報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件	

(中泊町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について)

- ・報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(平成31年度中泊町一般会計補正予算第1号について)
- ・報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(平成31年度中泊町一般会計補正予算第2号について)
- ・報告第15号 平成30年度中泊町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- ・議案第25号 中泊町税条例の一部改正について
- ・議案第26号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について
- ・議案第27号 中泊町介護保険条例の一部改正について
- ・議案第28号 中泊町中里職業能力開発校条例の廃止について
- ・議案第29号 令和元年度中泊町一般会計補正予算第3号について
- ・議案第30号 令和元年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号について

日程の追加	7
追加日程第1 議案第31号	8
・議案第31号 財産の取得について	
散会の宣告	9

第2号 (6月11日)

議事日程	11
出席議員	11
欠席議員	11
出席説明員	11
職務のため出席した事務局職員	12
開議の宣告	13
日程第1 一般質問	13
5番 塚本悦子議員	13
2番 今 博子議員	21
1番 田中 洋議員	25

8番 川山光則議員	27
散会の宣告	29

第 3 号 (6月12日)

議事日程	31
出席議員	32
欠席議員	32
出席説明員	32
職務のため出席した事務局職員	33
開議の宣告	34
日程第1 報告第7号	34
・報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (平成30年度中泊町一般会計補正予算第11号について)	
日程第2 報告第8号	36
・報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (中泊町税条例等の一部改正について)	
日程第3 報告第9号	38
・報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (中泊町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例 の一部改正について)	
日程第4 報告第10号	39
・報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (中泊町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に 関する条例の一部改正について)	
日程第5 報告第11号	40
・報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (中泊町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る 固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について)	
日程第6 報告第12号	41
・報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件	

(中泊町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について)

日程第7	報告第13号	42
	・報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (平成31年度中泊町一般会計補正予算第1号について)	
日程第8	報告第14号	43
	・報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (平成31年度中泊町一般会計補正予算第2号について)	
日程第9	議案第25号	45
	・議案第25号 中泊町税条例の一部改正について	
日程第10	議案第26号	47
	・議案第26号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について	
日程第11	議案第27号	48
	・議案第27号 中泊町介護保険条例の一部改正について	
日程第12	議案第28号	50
	・議案第28号 中泊町中里職業能力開発校条例の廃止について	
日程第13	議案第29号	52
	・議案第29号 令和元年度中泊町一般会計補正予算第3号について	
日程第14	議案第30号	62
	・議案第30号 令和元年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号について	
日程第15	発議第3号	64
	・発議第3号 中泊町議会会議規則の一部改正について	
日程第16	発議第4号	65
	・発議第4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について	
日程第17	次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について	65
閉会の宣告		66
署名		67

第2回中泊町議会定例会

令和 元年 6月 7日（金曜日）

○議事日程 第1号

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長提案理由の説明
- 4 報告第 6号 専決処分した事項の報告
(損害賠償の額の決定について)
- 5 報告第 7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(平成30年度中泊町一般会計補正予算第11号
について)
- 6 報告第 8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(中泊町税条例等の一部改正について)
- 7 報告第 9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(中泊町過疎地域における固定資産税の特別措置
に関する条例の一部改正について)
- 8 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(中泊町半島振興対策実施地域に係る固定資産税
の特別措置に関する条例の一部改正について)
- 9 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(中泊町承認地域経済牽引事業のために設置され
る施設に係る固定資産税の特別措置に関する条
例の一部改正について)
- 10 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(中泊町地方活力向上地域に係る固定資産税の特
別措置に関する条例の一部改正について)
- 11 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(平成31年度中泊町一般会計補正予算第1号に
ついて)
- 12 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(平成31年度中泊町一般会計補正予算第2号に

ついて)

- 1 3 報告第 1 5 号 平成 3 0 年度中泊町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 1 4 議案第 2 5 号 中泊町税条例の一部改正について
- 1 5 議案第 2 6 号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について
- 1 6 議案第 2 7 号 中泊町介護保険条例の一部改正について
- 1 7 議案第 2 8 号 中泊町中里職業能力開発校条例の廃止について
- 1 8 議案第 2 9 号 令和元年度中泊町一般会計補正予算第 3 号について
- 1 9 議案第 3 0 号 令和元年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号について

○追加議事日程（第 1 号の追加）

- 1 議案第 3 1 号 財産の取得について

○出席議員（13名）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 田 中 洋 君 | 2 番 今 博 子 君 |
| 3 番 成 田 直 人 君 | 4 番 秋 元 隆 君 |
| 5 番 塚 本 悦 子 君 | 6 番 荒 関 富 雄 君 |
| 7 番 秋 田 博 君 | 8 番 川 山 光 則 君 |
| 9 番 青 山 雅 晴 君 | 1 0 番 沖 崎 勲 君 |
| 1 1 番 野 上 憲 幸 君 | 1 2 番 野 上 祐 一 君 |
| 1 3 番 長 利 司 君 | |

○欠席議員（なし）

○出席説明員

- | | |
|--------|-----------|
| 町 長 | 濱 舘 豊 光 君 |
| 副 町 長 | 横 野 彰 吾 君 |
| 教 育 長 | 米 塚 鈴 子 君 |
| 代表監査委員 | 葛 西 昭 文 君 |
| 総務課長 | 成 田 勝 輝 君 |
| 財政課長 | 毛 内 康 裕 君 |
| 総合戦略課長 | 葛 西 成 芳 君 |

税 務 課 長	太 田 公 平 君
町 民 課 長	山 中 哲 哉 君
福 祉 課 長	木 元 剛 君
環 境 整 備 課 長	古 川 幹 人 君
農 政 課 長	竹 谷 覚 君
水 産 商 工 観 光 課 長	越 野 進 一 君
小 泊 支 所 長	加 藤 孝 典 君
総 務 学 務 課 長	藤 田 康 久 君
社 会 教 育 課 長	谷 伊 久 弥 君
会 計 課 長	下 山 貴 子 君
上 下 水 道 課 長	阿 部 明 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	加 藤 成 子 君
総 行 政 務 情 報 課 係	木 村 将 師 君
総 行 政 務 情 報 課 係	佐 藤 伸 之 介 君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（長利 司君） おはようございます。ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、令和元年第2回中泊町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（長利 司君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長利 司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、塚本悦子議員及び7番、秋田博議員を指名します。

◎会期の決定について

- 議長（長利 司君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、別紙議会運営委員長からの報告のとおり、本日から6月12日までの6日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 異議なしと認めます。
したがって、本定例会の会期は本日から6月12日までの6日間に決定しました。

◎日程第4 報告第6号ないし日程第19 議案第30号

- 議長（長利 司君） 日程第4、報告第6号 専決処分した事項の報告から日程第19、議案第30号 令和元年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてまでを一括上程します。

町長に提案理由の説明を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

- 町長（濱館豊光君） おはようございます。本日、令和元年第2回中泊町議

会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ご多用中の折にもかかわりませずご出席を賜り、ここに開会できましたことを厚く御礼申し上げます。

今定例会に提出をさせていただきました議案等は、専決処分の報告や条例改正など合計 16 件でございますが、その概要を申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

報告第 6 号は、損害賠償の額の決定についてであります。地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分をさせていただきましたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

報告第 7 号は、平成 30 年度中泊町一般会計補正予算第 11 号についてであります。地方譲与税等の確定及び繰越明許費、地方債の変更等により、所要の予算補正を要するため専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第 8 号は、中泊町税条例等の一部改正についてであります。地方税法等の一部改正に伴い、条文の整備を要するため専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第 9 号は、中泊町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてであります。過疎地域自立促進特別措置法第 31 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、条文の整備を要するため専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第 10 号は、中泊町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてであります。半島振興法第 17 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、条文の整備を要するため専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第 11 号は、中泊町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてであります。地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、条文の整備を要するため専決処分いたしましたので、これを報告

し、承認を求めるものであります。

報告第12号は、中泊町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてであります。地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、条文の整備を要するため専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第13号は、平成31年度中泊町一般会計補正予算第1号についてであります。小泊小学校高圧受電設備復旧工事の実施のため、所要の予算補正を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第14号は、平成31年度中泊町一般会計補正予算第2号についてであります。国有地購入及び宮越家仮設フェンス設置工事並びに総合文化センターパルナスのガス設備復旧工事、相撲道場給水管漏水修繕工事实施のため、所要の予算補正を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第15号は、平成30年度中泊町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。予防接種事業等3件の事業に係る繰越明許費の繰り越しについて報告をするものであります。

議案第25号は、中泊町税条例の一部改正についてであります。地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第26号は、中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。地方税法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第27号は、中泊町介護保険条例の一部改正についてであります。本年10月に予定されている消費税率の引き上げによる増収分を財源として、第1号被保険者のうち所得段階が第1段階から第3段階までの被保険者の保険料を軽減するため、条例を一部改正するものであります。

議案第28号は、中泊町中里職業能力開発校条例の廃止についてであります。中泊町中里職業能力開発校の当初の設置目的が達成され、今後においても生徒となる者の見込みもないことから用途を廃止するため、条例を廃止するものであります。

議案第29号は、令和元年度中泊町一般会計補正予算第3号につい

てであります。補正額は歳入歳出とも3,753万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を72億7,364万8,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、民生費として子ども・子育て支援事業費、農林水産業費としてマツカワガレイ養殖推進プロジェクト事業補助金、商工費として観光ビジョン策定支援委託料並びに人事異動等に伴う職員人件費の調整など、それぞれ所要額を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、国庫支出金、県支出金、寄附金を計上したほか、財源調整に充てるため財政調整基金繰入金を計上いたしております。

議案第30号は、令和元年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてであります。

事業勘定の補正額は、歳入歳出とも52万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億5,034万円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、人事異動に伴う総務費、職員人件費の減額であります。

歳入につきましては、歳出との関連において、一般会計繰入金を減額いたしております。

診療施設勘定の補正額は、歳入歳出とも159万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,833万4,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、人事異動に伴う総務費、職員人件費及びホルタ記録器購入費の追加であります。

歳入につきましては、歳出との関連において、診療収入を追加いたしております。

以上で今議会定例会に提案をさせていただきました議案の説明とさせていただきますが、議事の進行に従い、ご質問に応じ詳細にご説明申し上げたいと存じます。何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

◎日程の追加

○議長（長利 司君） お諮りします。

本日、町長から議案第31号が提出され、お手元に配付しております。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第31号

○議長(長利 司君) 町長に提案理由の説明を求めます。

濱館町長。

(町長 濱館豊光君登壇)

○町長(濱館豊光君) 追加提案をさせていただきます議案についてご説明申し上げます。

議案第31号は、財産の取得についてであります。じんかい収集車購入につきまして、指名競争入札により物品売買契約を締結するに当たり、中泊町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、仮契約を締結した上で議会の議決を求めるものであります。

慎重ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(長利 司君) 追加日程第1、議案第31号 財産の取得についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

毛内財政課長。

○財政課長(毛内康裕君) おはようございます。議案第31号 財産の取得についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、追加提案議案の1ページを御覧願います。じんかい収集車2台の購入について、去る5月23日に役場2階委員会室において2社で指名競争入札を執行いたしましたところ、つがる市柏鷲坂清見71番地10、いすゞ自動車東北株式会社青森支社五所川原営業所が2,703万円で落札いたしましたので、5月29日に消費税270万3,000円を加えた2,973万3,000円により物品

売買仮契約を締結した上で、中泊町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を得るため提案するものであります。

納入期限は、議会の議決を得た日から令和2年2月28日までとしております。

以上、ご説明申し上げました。何とぞよろしくお願ひいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（長利 司君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時14分

第2回中泊町議会定例会

令和元年 6月11日（火曜日）

○議事日程 第2号

1 一般質問

○出席議員（13名）

1番 田中 洋 君	2番 今博子 君
3番 成田直人 君	4番 秋元 隆 君
5番 塚本悦子 君	6番 荒関富雄 君
7番 秋田 博 君	8番 川山光則 君
9番 青山雅晴 君	10番 沖崎 勲 君
11番 野上憲幸 君	12番 野上祐一 君
13番 長利 司 君	

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町 長	濱 舘 豊 光 君
副 町 長	横 野 彰 吾 君
教 育 長	米 塚 鈴 子 君
代表監査委員	葛 西 昭 文 君
総務課長	成 田 勝 輝 君
財政課長	毛 内 康 裕 君
総合戦略課長	葛 西 成 芳 君
税務課長	太 田 公 平 君
町民課長	山 中 哲 哉 君
福祉課長	木 元 剛 君
環境整備課長	古 川 幹 人 君
農政課長	竹 谷 覚 君

水産商工観光
課長
小泊支所長
総務学務課長
社会教育課長
会計課長
上下水道課長

越野進一君
加藤孝典君
藤田康久君
谷伊久弥君
下山貴子君
阿部明君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長
総務情報課係

加藤成子君
木村将師君

◎開議の宣告

○議長（長利 司君） ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（長利 司君） 日程第1、一般質問を行います。

5番、塚本議員の質問を許可します。

塚本議員。

（5番 塚本悦子君登壇）

○5番（塚本悦子君） おはようございます。議席5番、塚本悦子でございます。通告に従い、2点について質問させていただきます。

まず1点目は、よみがえれ、町の顔、中里中心街の活性化についてであります。これは、地域住民初め、多くの住民の願いでもあります。私もこのことに思いを図り、質問いたします。

かつては商店街、官庁街、娯楽街として最高のにぎわいを見せていた派立通りは、今は沈滞状態あります。時代の流れとはいえ、大規模店舗のホームセンター、食料品店、ドラッグストアなどの進出により、パルナス通りが逆転して繁華街の様相を呈しています。それはそれなりににぎやかではありますが、かつてのようにメインストリートであった派立通りを、いま一度再生できないものかということは誰もが願うことでもあります。

そこで、再生策として、1、派立通りの街灯を省エネでもあるLEDにかえ、夜でも昼のように散策できるような明るい派立通りにし、にぎわいを取り戻したい。ランニングコストを考えると、決して難しいことではないと思います。

2として、中泊町指定の文化財、宮越家の離れ、庭園などを観光に付随させ、派立通りの空き家を民泊施設などとして旅行者などを受け入れる対策などであります。

これまでとは違った派立通りで、やっとの思いでのれんを守って頑張っている方たちに、これ以上明かりを消させないようにするのが私たちの小見であります。傍観するだけでは発展はないと思います。町

長は、どのような再生の町の構想を練っているかをお聞かせ願います。

2点目は、当町の小学校におけるプログラミング教育の取り組み状況についてであります。2020年度からプログラミング教育が新しい学習指導要領に盛り込まれ、小学校で必修化されます。既に18年度から自治体の一部では準備も進んでいて、年数時間学んでいる学校もある一方、準備の進んでない自治体もあります。文科省が小学校を所管する1,745の教育委員会に担当者の配置や取り組み状況のアンケートの実施結果を5月28日に公表しました。それによると、1,011の教育委員会から回答を得て、授業を実施している教育委員会は52%と昨年度より急増し、その一方大規模自治体と小規模自治体との差が目立っております。実際のところ、どのように勉強するのか、教育現場や保護者の間では、まだ十分に認知が広がっているとは言えない状況だと思えます。

プログラミング教育の目的は、子供たちの思考力の育成と言われております。プログラミング教育は、コンピュータープログラムを意図通りに動かす体験を通じ、論理的な思考力を育むとともに、幼いころからプログラムの世界に触れ、ITに強い人材を育成する狙いがあるということでございます。あるプログラマーは、子供たちがこの思考力の育成を通して、将来AIの分野まで進んでいこうとっております。このような状況において、教育現場も大変だと推察いたしております。

そこで、教師の取り組み意欲と熟知度はどのようなものか、状況の把握をお聞かせいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 塚本議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） おはようございます。塚本議員ご質問の2点と申しますか、全部で細かく4点あったと思うのですけれども、そのうちの2点について私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、いわゆる派立通りの街灯のLED化についてでございますが、旧中心街、私も実際育った地域なものでございますから、以前とその今を比べると大分さま変わりしたなというのは、私自身も実感してい

るところであります。40年代の祭りを見ますと、非常ににぎやかな風景が写っているわけで、今思うと懐かしいなと思うわけですが、まちづくりの計画につきましては、平成28年の3月に策定をさせていただきました第2次長期総合計画のほうに基づきまして、平成29年度から31年度を第1期とした実施計画を策定し、まちづくりを推し進めてまいったところでございます。

今年度は、長期総合計画の第2期目の実施計画の策定に取り組むこととしておりまして、今喫緊の課題でございます人口減少の問題、平成28年3月に策定をいたしました人口ビジョンのほうを拝見いたしますと、昭和55年、1980年でございますが、我が町の人口は1万9,968人と、それが2010年には1万2,743人ということで、7,000人ほど減少し、社人研の調査によりますと2040年にはこの人口が6,191人になるであろうという人口減少の問題を抱えているわけであります。その人口が減っていった中でのまちづくり、どうあるべきなのかということをもまず考えていかなければいけないというふうに認識をしてございます。

また、人口減少、これは若者の雇用の問題でもあろうかと思っております。それが地域のにぎわい創出ということが求められているようなことになっておりまして、このようなさまざまな課題を克服しながら、この中泊町に生まれ育ち、暮らしてよかったと思えるまちづくり、これを推進していくために、今後5年間の分野横断的な施策をまとめた第2期中泊町まち・ひと・しごと創生総合戦略を長期総合計画第2期実施計画の策定とあわせて進めるよう、今担当課のほうに指示をしているところでございます。

派立通りというお話でございますが、派立通りだけではなくてですね、町全体を俯瞰しながら、どのようなまちづくりがよいのか、計画の中でしっかりとお示しをさせていただきたいというふうに考えてございます。

具体的に派立通りの街路灯のLED化でございますが、派立通りの街路灯は平成19年12月に40基設置をされたものでございまして、1基に対して80ワットの水銀灯が2個ついているタイプとなっております。

この水銀灯でございますが、今全国的にも問題になっておりまして、

2013年10月に熊本県で開催された国連環境計画の外交会議の中で、水銀に関する水俣条約というのが採択になっておりまして、2015年2月に日本として水俣条約の締結に至ったことから、水銀含有量の高い蛍光灯等の一部が2021年以降、再来年以降には製造、輸出入が禁止されると、よって使えなくなるというふうな状況であるとも伺っております。

したがって、こういった状況や、先ほど議員のほうからもお話のあった省エネといった観点から、各種照明のLED化というのは、派立通りの街路灯のみならず、パルナスなど、あらゆる建物にかかわる全町的な課題として、今後早期に取り組んでまいりたいと思っております。

なお、参考までに申し上げますと、昔の堤があったところ、今わんぱく広場ですか、あそこに今モデル的にLEDの街路灯を試験的にやらせていただいて、これは業者さんのほうのご協力でやらせていただいております。LEDはどうしても光が広がらないで真っすぐ行く特質があるものですから、街路灯として使うにはそれなりの工夫が必要だということで、今その試験をやらせていただいております。よければ、町としてもまず街路灯のほうから進めていければなと思っております。

またあの、2点目として、宮越家の文化財の話でございますが、こちらを観光として使うことで、町内にあります空き家の活用ということも考えられるのではないかとのご提案だと受けとめさせていただきました。もちろん宮越家の離れと庭園、これは町の文化財として指定をさせていただいているわけでございますが、次にまた県のほうの指定とか、国のほうの指定に向けて、今文化財等の専門的な知識を有する方々で構成された宮越家住宅・資料保存活用検討委員会というものを設置をさせていただきまして、その中で保存管理、保全、防災対策、公開方法等の活用方針を検討していただいている段階でございます。最終的には、この委員会が宮越家保存活用計画をまとめ上げていただけるということになってございまして、議員おっしゃる空き家等の観光利用に関しましても、これらの状況等を踏まえながら今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

教育のプログラミングの話につきましては、教育長のほうからお答

えをさせていただきます。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 米塚教育長。

（教育長 米塚鈴子君登壇）

○教育長（米塚鈴子君） 塚本議員ご質問の小学校におけるプログラミング教育の取り組み状況についてお答えします。

今日コンピューターは、私たちの生活のさまざまな場面で活用されています。家電や自動車を初め、身近なものも多くにもコンピューターが内蔵され、私たちの生活を便利で、かつ豊かなものにしていきます。

誰にとっても職業生活を初め、学校での学習や生涯学習、また家庭生活や余暇生活など、あらゆる活動においてコンピューターなどの情報機器やサービスと、それによってもたらされる情報等を適切に選択、活用して問題を解決していくことが求められる、そういった社会が到来しつつあります。

そのような未来を豊かにたくましく切り開いていくために、子供たちには情報を主体的に捉えて、何が重要かを考えたり、情報技術を手段として活用していくという力が重要となります。

小学校においてプログラミング教育は、2020年度から本格実施となります。

プログラミング教育とは、子供たちにコンピューターに意図した処理を行うよう指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業につくとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としてのプログラミング的思考を育むこととしています。

そして、プログラミング的思考とは、自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きが必要であり、その動きを組み合わせ、どのように改善していけば自分が意図した活動の実現に近づくのかといったことを論理的に筋道を立てて考えていく力であると説明されています。

管内小学校の取り組み状況、また教職員の熟知度についてでございますが、ある小学校ではことしの1月に関西方面の小学校において開催されたプログラミング教育研究発表会へ参加し、プログラミング教育の必要性や小学校プログラミング教育の狙い等について研修を受けたり、関東方面において開催された学校とICTフォーラムに参加し、

「小学校プログラミング教育の現状と展望」というテーマで、プログラミングの学習活動の狙いと留意点、プログラミング的思考と教科の学び、またプログラミング教育実施に向けた準備の進め方等の研修を受け、その研修成果について校内での伝達研修、報告等の機会を設け、教職員が資質向上に取り組んでいるという状況であります。

また、各小学校では今年度小学校プログラミング教育の円滑な実施に向けた計画等を作成し、準備を進めていくという状況でもあります。

各小学校においては、まずは教職員一人一人がプログラミング教育の狙いを確認し、授業のイメージをつかみ、そして何よりも教師がみずからプログラミングを体験することが重要だと考えております。

教育委員会としましては、各学校における取り組みを促し、支援する体制を整え、2020年度に向けた準備を教育課程や学習指導等のいわゆるソフトの側面と、ICT環境整備のハードの側面との両面から計画的に進めていく予定です。

さらに、昨年度は子供の職業体験の事業をパルナスで開催した際、プログラミングの職業体験を行い、興味、関心を持ち、進んで参加した我が町の子供たちの姿が見られましたので、今年度も子供職業体験で中泊町の子供たちにプログラミングの体験の機会を創出していく予定であります。

子供たちの思考力、判断力、表現力をより一層高め、学校で学んだ知識や技能を社会の中で最大限発揮できるようプログラミング学習を広め、質の高い教育の推進に取り組んでまいります。

○議長（長利 司君） 再質問ありませんか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） まず、逆順番に質問させていただきます。

プログラミング教育についてであります。学校現場は、私たちが思うような簡単なものではなく、大変なこととは重々存じ上げております。教師に関しては、プログラミング教育もさることながら、英語の問題もそうであります。小学校高学年で英語も教えるといっても、現場には英語の専門教師がまだ配置されていないのに施行しなければいけないという、教科化により、現在もう既に限界が指摘される授業時間数がふえる。完全実施が来春に控え、指導力向上は喫緊の課題だと

されるが、現場では慢性的な多忙なのに、働き方改革が求められており、どう対応すべきか戸惑う声もあります。本当に大変だと思いますが、どうぞ教育現場で混乱が起きないように、教師への手厚い指導や助言のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、中泊町中心街の活性化についてであります。LEDをわんぱく広場から始まるということですが、この期日とか、それからもう少し派立の具体的なことはありませんか。派立をにぎわすための、何かアイデアとかありませんでしょうか。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 中心街の活性化、LEDの話につきましては先ほどお話ししたとおりで、機能を確認しながら、できればまず40基の街路灯から進めてまいりたいなと思っております。それは街路灯の夜の明るさの部分なのでございますが、単純に照明の明るさだけでない明るさのほうになりますと、今皆さんご存じのとおりシャッター街になっておりまして、我が家も今床屋を廃業しまして、シャッターはないものですから、ドアを閉めたままカーテンをかけているわけでございますが、そういう状況がいいというふうには考えておりませんで、まだ中心商店街であったところに、お年を召した中で暮らしておられる方々というのはたくさんおられるわけございまして、そういう方々が歩きの状態でさまざまな用を足せるような機能を中心商店街の中にもう一度戻せれば、暮らしやすい町になるのではないかなということを考えております。

先ほど人口減少のお話を申し上げたわけでございますが、人口減少のお話の裏にあるのはですね、もともと人口がふえていく前に本村だったところ、もともと少ない人口で暮らしていたときの中心街、その暮らしにもう一度戻せれば、人口が減っていても機能的にきちんとした形でやっていけるのではないかなというのが私の考え方でございまして、まあ田舎のコンパクトシティと申しますか、そういうことが実現できれば、十分以前と同じように車社会でない中でも暮らしていけるのではないかなと。その方向をまあ先ほど申し上げた今後の計画に盛り込んでいければいいのかなというふうに考えてございます。

これまでの長期計画とか、これは県もそうでございますが、大体右肩上がりの人口がふえていく状況の中での計画をずっとつくってきた

わけでありまして、私が県庁で担当していたころの長期計画もそのような時代を、ずっと右肩上がりの人口を想定した計画がつくられております。今までどこの町の計画、県の計画でも、人口減少を前提とした計画というのは私も拝見したことがないので、これからはそういう人口が減っていくという前提での計画、どう町があるべきなのかという計画もつくっていく必要があるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 再々質問。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） るる町長の施策を拝聴いたしました。いかに早く派立通りのにぎわいを取り戻せるかということでございます。私は、例えば子供たちの声を巻き込んで、1カ月に1度、何か催し物を開催するとか、そうして人集めをするとか、そして地域おこし協力隊などを結成して、住民を巻き込んで、まちおこしを期待したいと思うわけでございます。駅ナカの金多豆蔵応援隊がその例であります。高齢者のご婦人たちが何年もかかって、その小さな積み重ねが今ではやっと駅ナカがにぎわっており、高齢者や旅行者の社交の場となつてにぎわっています。これからまた、先般駅ナカの空間で明の星との交流もありました。これからというか月1回とか、このようにあるそうです。このようなことが非常に大事なことだと思うわけであります。

弘前市の中心街の大型書店も先般閉店に追いやられるという、とても私は寂しく思いました。でも、日曜日、9日の新聞に掲載されましたコンパクトシティー政策を本格化し、商店街に活気を戻す方向に向かっていくという、どこの町でも中心街の空洞化に伴い、このような状態になっています。どうぞ、どこにお金をかけるかだと私は思うのでございます。

私の知り合いで、青森でステンドグラス教室を開いている先生と、そのお弟子さんたちは、中泊の宮越家のステンドグラスを早く見たいのだと、庭を拝見したいのだと、会うたびに再三私はせがまれております。本当に我が町の空洞化したこの中心街を観光と融合させて、早くにぎわいを取り戻したならば、町民の喜ぶ顔と、他町村からの注目を浴びるモデル地区となるように、町長さんの思い切った英断に私は

強い期待を申し上げて質問を終わります。ご丁寧な答弁、ありがとうございました。

以上でございます。

○議長（長利 司君） これをもちまして塚本議員の質問を終了します。

2番、今議員の質問を許可します。

今議員。

（2番 今 博子君登壇）

○2番（今 博子君） 2番、今博子です。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書に基づいて質問をします。

防災対策についてですが、1つ目として、町のホームページでは風水害など災害対策編第4章第18節5の応援協力関係においてとあり、ここでは町長は災害応援対策または災害復旧のため必要がある場合、職員の派遣について市町村相互応援協定に基づき云々とうたっているが、この市町村相互応援協定とはどのようなものであり、町のためどのように生かされているものなのか。そして、これまでに被災地への職員派遣は行われているものなのか。行われているのであれば、どのような形で行われているのかをお伺いしたい。

2つ目として、現実に避難場所を利用する事態になった場合には、全ての避難場所において引率できる職員や被災状況に対応しながら、しっかりとした指導のできるリーダーの育成はできているものなのかをお聞きしたい。

3つ目として、あおもりおまもり手帳が発行され、中泊町でも全戸に配布され、一部では説明があったという話も聞いていますが、これを渡すだけでは防災に対する意識など広まらないものと考えられる。できるだけ防災、そして減災に対して関心を持ってもらうためにも、町民への説明や周知が必要であると考えます。そのことも踏まえ、いつ、どこでも起こる可能性のある災害に対して、今後どのように取り組んでいくつもりなのかをお伺いしたい。

以上の3つについてお尋ねします。

○議長（長利 司君） 今議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 今議員お尋ねの3項目、5点あったかと思うのですが、

3項目、5点に分けてお答えをさせていただきます。

まず、市町村相互応援協定の中身についてでございますが、災害時の相互応援協定は1996年、平成8年に当時の県内全67市町村の間で締結をされて、2006年、平成18年には、それまでの市町村合併に伴いまして改定をされたところでございます。そして、昨年12月には、さらに県を加えた災害時における青森県市町村相互応援に関する協定が県内の40市町村の間で締結をされているところでございます。これが中泊町地域防災計画で明記をされております市町村相互応援協定でございます。

本協定では、応急対策に対する資機材や食料、生活必需品といった物資の提供や職員の派遣など、7項目にわたる応援要請事項を定めてございます。

また、協定内容を踏まえ、圏域で防災担当職員の研修や定期的な訓練を実施してございまして、災害対応における市町村間の連携をさらに充実、強化し、災害対応力の向上に取り組んでおるところでございます。

これに基づいて被災地への職員派遣が行われているかということでございますが、県内で災害が発生し、他市町村から応援を求められれば、青森県市町村相互応援協定に基づいて派遣することになるわけでございますが、幸いなことに、これまで県内の他の市町村から職員派遣の応援要請を受けるような災害はございませんでした。

昨年9月の北海道胆振東部地震の際には、北海道と東北、新潟の8道県による大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定に基づきまして、県から町に対して応援要請があり、防災担当課の総務課職員1名を厚真町に派遣してございます。

3項目め、被災時に対応できる避難所のリーダーの育成ができていくのかということについてでございますが、町では近年、避難所開設に至るほどの大規模災害は発生していないわけでございますが、議員ご指摘の実践的な場でのリーダーの育成は、このようなことから難しい状況であります。圏域で行われている研修や訓練に参加をすることでスキルアップを図っているほか、被災地への職員派遣により実際の避難所の対応業務を経験させるなど、避難所運営のノウハウ取得に取り組んでいるところでございます。

また、あおりおまもり手帳の周知についてでございますが、昨年9月に県が発行をいたしましたあおりおまもり手帳、これは町内でも全戸に配布されておるわけでございますが、災害時にとるべき行動や今からできる事前の備えなど、大切な情報がわかりやすく掲載されておりまして、県内の毎戸に配布をされているところでございます。

例えば災害に備えて備蓄しておきたい食品や生活用品、避難する際の持ち出し品がチェックリスト形式でまとめられてございまして、家族の情報や緊急連絡先、避難所までの経路が書き込めるようになってございます。

議員ご指摘の、配布するだけではなくて町民への説明や周知が必要なのではないかということでございますが、昨年10月にあおりおまもり手帳を編集した県危機管理局防災危機管理課の北澤主事を講師にお迎えをしまして、折戸地区自主防災会研修会を開催させていただきましたほか、本年3月には町防災担当職員が講師となりまして、芦野地区常会において手帳を活用した防災説明会を開催させていただいたところでございます。今後とも説明会や研修会の中で手帳を活用した防災の取り組みの必要性を積極的に周知してまいりたいと思っております。

次に、これからの町の防災、そして減災に対する取り組みをどのように進めていくのかという大事な点でございますが、昨今の災害の状況を見ますと、東日本大震災以降も毎年各地で大きな災害が発生してございまして、昨年7月の西日本豪雨、9月の北海道胆振東部地震による土砂災害など、ますます大規模化、多様化、複雑化してございます。このため、町では町民の生命と財産を守るため、機動的かつ強力な防災・危機管理体制を構築することを目指しまして、本年4月に消防防災係の職員を増員をいたし、取り組みを強化しているところでございます。

また、自助、共助を中心とした地域の防災力の向上のためには、地域住民一人一人が防災を他人事ではなくて自分事として捉え、自発的に避難行動をとるなど、地域単位で救助活動、避難所運営を行う体制づくりが重要であろうというふうに考えてございます。

そのため、現在各地区での自主防災組織の設立を促しているところでありまして、昨年度、折戸地区、若宮地区の2地区で新たに組織が

設立されており、今年度は岩木川沿いの地区を中心に設立促進を図ることとしてございます。各地区に出向いての出前講座による防災意識の醸成や地域ごとの防災訓練を実施することとしてございまして、継続的に働きかけをしてまいりたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 再質問ありませんか。

今議員。

○2番（今 博子君） 県のほうから要請があり、厚真町に出かけられたというお話がありましたが、そのように派遣されているのであれば、防災や減災対策、そして何か起きた場合にでもすぐに行動に移せるよう、現場での経験をもとに必要とすることや物資など、またその場で感じたことや気づいたことなど、広報を利用するなど、町民に周知すべきではないでしょうか。

今月の広報で危険リスクの高い地域での避難訓練が行われていることがわかりましたが、この避難訓練ではさまざまな課題が出てくるはずであり、それをクリアしていくことによって地域の安心、安全につながっていくものと考えられる。現場の様子などは、実際に経験した人でなければノウハウなどなかなかわかるものではなく、対策本部が立った場合などにはコーディネート業務が大切なことと考えられることから、人材の育成ということが課題であると思われるが、この人材育成についてどのように考えているのかお伺いします。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 確かに人材の育成というのが大事だというのは、私どもも認識してございます。昨年度になります、町の職員の中から複数名を募りまして、N研というのをやっているのですが、中泊の研究会なのですが、その中でも防災の今あるマニュアル等の見直しをやっていただきました。その際に厚真町に派遣した職員の経験を皆さんに報告をさせていただきながら対応しているということでございます。

それから、実際に災害が起きたときにどういうことが起こるのか、何をしなければいけないのかということを実際に職員自身が体験として身につけるためにも、やはり訓練が必要であろうというふうに考えてございまして、今年度は岩木川の堤防が決壊するという想定で、当該地区において、要するに逃げるために援助が必要な人たちがどのく

らいおられるのか、その方々を安全なところまで移動させるのにどう
いうふうな手段で、どのくらいの時間でそれが可能なのかを実際にや
ってみることで、今、議員のほうからご指摘のあったような、実際に
災害が起こった場合に何が起こるのかわからないというところを一つ
一つ経験に基づいて職員に訓練を積ませたいなというふうに考えてご
ざいます。

実際に厚真町に派遣した職員の報告の中で、特にその町でも対策に
力を入れなければいけないという項目が何項目かありまして、16項
目挙げられましたのですが、その中の主なものをご紹介しますと、
まず支援物資、ボランティアの受け入れの場所の確保、それから衛生
対策の徹底、物資の確保、仮設住宅設置場所の確保、職員の避難所運
営スキルの向上など、気づいたということで報告を受けております。
町にある防災関連のマニュアルの見直しについては、先ほど申し上げ
たとおりでございます。

コーディネート業務のお話がありました。こちらのコーディネート
業務の件につきましても、我が町出身で阪神・淡路大震災のときにも
実際対策本部で活躍をされ、東日本大震災の際には岩手県のほうで
対策本部で活躍をされた越野さんという小泊出身の方がおられまし
て、私も町長就任してからトップセミナーでお話を伺っているのです
が、困ったことがあったらいつでも来いと言われておりますので、越
野先生の方のご指導もいただきながら、町の計画なりを見直し、し
っかりとした体制がとれるようやってまいりたいなというふうに考え
てございます。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 再々質問ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（長利 司君） これをもちまして今議員の質問を終了します。

続きまして、1番、田中議員の質問を許可します。

田中議員。

（1番 田中 洋君登壇）

○1番（田中 洋君） 1番、田中洋です。議長のお許しを得ましたので、通
告書に基づいて一般質問させていただきます。

不登校児童生徒についてお聞きいたします。我々が暮らすこの中泊

町には、町立の小中学校が6校あり、5月1日の時点で564名の児童生徒が義務教育を受けています。

義務教育は、人生を歩んでいく上で必要になる基礎的な学力や知識を学ぶことができます。勉強だけではなく、部活動や体育活動を通じて心や体を鍛え、仲間と行動することの大切さや楽しさを学ぶこともでき、義務教育は非常に重要な位置づけにあると私は考えています。しかしながら、さまざまな事情を抱え、登校することができない児童生徒が中泊町に数名いると伺っております。一人一人が抱える事情や悩みが違う上、プライバシーなども関係し、非常にデリケートな問題ではありますが、しっかりと向き合っていかなければならない重要な課題であります。

担当課にお聞きいたします。登校することのできない児童生徒に対し、どのような取り組みを持って改善、解決へと導いていくおつもりなのかお聞かせください。

○議長（長利 司君） 田中議員の質問に対する答弁を求めます。

藤田総務学務課長。

（総務学務課長 藤田康久君登壇）

○総務学務課長（藤田康久君） 改めて、おはようございます。私からは、田中議員ご質問の不登校児童生徒についてお答えします。

文部科学省は、不登校を病気や経済的理由以外で、年間30日以上欠席する児童生徒と定義しており、2017年度は約13万4,000人と公表されております。

また、通学はしているものの、学校に通いたくないと感じることがある不登校傾向の中学生が約33万人に上るとの推計結果を日本財団が発表しており、社会的にも関心が高い問題であると私も十分認識しております。

昨年度、町内の小中学校にも不登校の児童生徒は数名おります。学校では、電話連絡、家庭訪問をして保護者とも話をしながら、子供の様子を確認する指導を継続して行っております。

また、教育委員会でも不登校対策として、各学校に学校生活支援員を各1名配置しており、日常小学校に在籍する多動傾向や支援を必要とする児童のほか、中学校における不登校や問題行動の生活支援を行っています。

そして、県に派遣をお願いしたスクールカウンセラーを町内小中学校に配置しており、児童生徒へのカウンセリングのほか、教職員及び保護者に対する助言、援助を行っています。

さらには、福祉や教育に関して専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーも配置しております。児童生徒の家庭環境に対処するために、児童相談所と連携及び教職員の適切な指導、援助を行っているところでございます。

教育委員会としては、学ぶ意思のある児童生徒が必要な教育の機会を得ることができる環境づくりを進めるとともに、ただいま申し上げたような対策、そして支援を通じて、子供を守り支える安心な教育環境づくりを推進していくことを考えております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 再質問はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（長利 司君） これをもちまして田中議員の質問を終了します。

続きまして、8番、川山議員の質問を許可します。

川山議員。

（8番 川山光則君登壇）

○8番（川山光則君） 議長の許可が出ましたので、早速一般質問を行います。

質問は1点です。ふるさと納税についてです。当町にふるさと納税をしていただいている皆さんには、心より感謝申し上げます。

さて、この感謝のしるしとして返礼品を送っているのですが、何を勘違いしたのか、高額な贈り物をして物議を醸し、国が重い腰を上げ、定義を出したところです。

そこで、我が町としての現状と今後を伺い、再質問があれば行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（長利 司君） 川山議員の質問に対する答弁を求めます。

葛西総合戦略課長。

（総合戦略課長 葛西成芳君登壇）

○総合戦略課長（葛西成芳君） 私から、川山議員ご質問のふるさと納税についてお答えします。

ふるさと納税は、平成20年から制度がスタートし、当町でも町ホームページや広報紙など周知に努めてまいりました。年間の納税件数

が1件から11件、金額も年5万円くらいから最大で大口の納税があった年の1,008万円となっております。

このことから、ふるさと納税の実績を上げるため検討した結果、平成27年9月から日本最大のシェアを誇るふるさと納税サイト、ふるさとチョイスに掲載を始めました。それまで1年当たり数件の納税件数が、その年度だけで800件を超え、納税額も3,000万円を超えており、次年度からの納税者も1,000件を超え、納税額も3,000万円台で推移しております。

なお、このサイトの利用手数料は納税額の13%で、ふるさと納税の申し込み、返礼品の発注から配送、問い合わせまでを業務委託しており、町担当課ではふるさと納税者への受領書や税控除関係の書類を送付する作業のみとなっております。

これらのことから、業務委託で手数料を支払いしても、町歳入の増額の効果はあったものと考えております。

平成29年4月に総務省から返礼品について、納税額の3割以下にするよう通知があり、当町でも返礼品を調整し対応に当たった結果、平成30年度の実績では納税件数で200件、納税額で約700万円ほど減少しております。

令和元年6月1日よりスタートした新制度では、納税額に対し、返礼品の3割以下を含めた利用手数料や送料など、全体で5割以下とし、返礼品も区域内で生産された地場産品を提供するものとなっております。

これらの要件をクリアすれば、本年6月1日から来年の令和2年9月30日までは納税者が税優遇を受けられ、当町においても総務省より指定を受けております。その後は、毎年総務省に申し出を行い、更新されることとなっております。

今後、地場産を中心とした新たな返礼品の発掘や、寄附者が賛同できる納税の使い道などを検討し、寄附者のニーズに合ったふるさと納税の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（長利 司君） 再質問ありませんか。

川山議員。

○8番（川山光則君） 再質問になるかどうかわかりませんが、課長の答弁、今年度から国の方針に合わせたような形で、非常によかったと

思います。

私もかねてからこの返礼品に対しては、できれば地場産のものを、そして喜んでもらえるよりよいものと常日ごろ考えていました。何かこの前話を聞きまして愕然としたのは、よそから業者を入れて選定してもらっていると、そういうような話を聞きまして、がくつとしたのですけれども、今答弁を聞きまして、今後いいものが出る、いいものとは言わないけれども、出るのではないかなと思ったところです。

昨日から小泊のほうの折戸が解禁しまして、アワビ、ウニ等も揚がってきております。できればそういうものを使いまして、どんどんやっていただければと。また、何年か前ですけれども、アワビを送ってもらった方がありまして、食べ方がわからないと、これどういうふうに食べればおいしいのだと、そういう電話もあったそうです。できればレシピまでつけていただいて、ぜひふるさと納税をほかよりも多く獲得できるよう頑張っていたきたいと思います。

答弁は要りません。これで終わりますけれども、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○議長（長利 司君） これをもちまして川山議員の質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（長利 司君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時56分

第2回中泊町議会定例会

令和 元年 6月12日（火曜日）

○議事日程 第3号

- 1 報告第 7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(平成30年度中泊町一般会計補正予算第11号
について)
- 2 報告第 8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(中泊町税条例等の一部改正について)
- 3 報告第 9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(中泊町過疎地域における固定資産税の特別措置
に関する条例の一部改正について)
- 4 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(中泊町半島振興対策実施地域に係る固定資産税
の特別措置に関する条例の一部改正について)
- 5 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(中泊町承認地域経済牽引事業のために設置され
る施設に係る固定資産税の特別措置に関する条
例の一部改正について)
- 6 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(中泊町地方活力向上地域に係る固定資産税の特
別措置に関する条例の一部改正について)
- 7 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(平成31年度中泊町一般会計補正予算第1号に
ついて)
- 8 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(平成31年度中泊町一般会計補正予算第2号に
ついて)
- 9 議案第25号 中泊町税条例の一部改正について
- 10 議案第26号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について
- 11 議案第27号 中泊町介護保険条例の一部改正について
- 12 議案第28号 中泊町中里職業能力開発校条例の廃止について

- 1 3 議案第 2 9 号 令和元年度中泊町一般会計補正予算第 3 号について
- 1 4 議案第 3 0 号 令和元年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号について
- 1 5 発議第 3 号 中泊町議会会議規則の一部改正について
- 1 6 発議第 4 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 1 7 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について

○出席議員（13名）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 田 中 洋 君 | 2 番 今 博 子 君 |
| 3 番 成 田 直 人 君 | 4 番 秋 元 隆 君 |
| 5 番 塚 本 悦 子 君 | 6 番 荒 関 富 雄 君 |
| 7 番 秋 田 博 君 | 8 番 川 山 光 則 君 |
| 9 番 青 山 雅 晴 君 | 1 0 番 沖 崎 勲 君 |
| 1 1 番 野 上 憲 幸 君 | 1 2 番 野 上 祐 一 君 |
| 1 3 番 長 利 司 君 | |

○欠席議員（なし）

○出席説明員

- | | |
|---------|-----------|
| 町 長 | 濱 舘 豊 光 君 |
| 副 町 長 | 横 野 彰 吾 君 |
| 教 育 長 | 米 塚 鈴 子 君 |
| 代表監査委員 | 葛 西 昭 文 君 |
| 総 務 課 長 | 成 田 勝 輝 君 |
| 財 政 課 長 | 毛 内 康 裕 君 |
| 総合戦略課長 | 葛 西 成 芳 君 |
| 税 務 課 長 | 太 田 公 平 君 |
| 町 民 課 長 | 山 中 哲 哉 君 |
| 福 祉 課 長 | 木 元 剛 君 |
| 環境整備課長 | 古 川 幹 人 君 |
| 農 政 課 長 | 竹 谷 覚 君 |

水産商工観光
課長
小泊支所長
総務学務課長
社会教育課長
会計課長
上下水道課長

越野進一君
加藤孝典君
藤田康久君
谷伊久弥君
下山貴子君
阿部明君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長
総務情報課係

加藤成子君
木村将師君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

- 議長（長利 司君） おはようございます。ただいまの出席議員数は 13 人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。本日は議案の審議を行います。

◎日程第 1 報告第 7 号

- 議長（長利 司君） 日程第 1、報告第 7 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

毛内財政課長。

- 財政課長（毛内康裕君） おはようございます。報告第 7 号の説明に入る前に、お配りしている補正予算書に誤りがありました。訂正部分については差しかえておりますが、大変申しわけございませんでした。今後このようなことのないよう努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、報告第 7 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

平成 31 年 3 月 29 日付で専決処分をいたしました専決第 6 号は、平成 30 年度中泊町一般会計補正予算第 11 号であります。地方譲与税等の確定及び繰越明許費、地方債の変更等により、所要の予算補正を要することから専決処分をしたものであります。

2 ページをお開き願います。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,894 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 73 億 8,445 万 8,000 円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により主なものについてご説明いたします。

それでは、最初に歳出についてご説明いたします。10 ページを御覧願います。3、歳出、第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 14 目財政調整基金費、25 節積立金に、財政調整基金積立金 8,894 万 6,000 円を計上いたしております。

なお、その他の歳出科目においては事業費の確定に伴い、それぞれ地方債と一般財源の財源調整をしております。

次に、歳入についてご説明いたします。7ページを御覧願います。2、歳入、第2款地方譲与税から、8ページを御覧願います、第10款交通安全対策特別交付金までは、交付額の確定に伴いそれぞれ所要の補正をしております。

なお、第9款地方交付税については特別交付税の3月交付額が決定し7,053万1,000円を追加しており、平成30年度の特別交付税の総額は4億1,053万1,000円で、前年度と比較しますと2,096万7,000円の増となっております。

第15款財産収入、第2項財産売払収入では、JAつがるにしきたへの支店建設用地として中泊町農村活性化施設に隣接する用地の売り払いによる1,881万4,000円でございます。

9ページを御覧願います。第16款寄附金では、農業対策に活用することを条件とした一般寄附金の455万円でございます。

第20款町債については、事業費の確定に伴ってそれぞれ減額補正しております。

次に、繰越明許費補正及び地方債補正についてご説明申し上げます。5ページを御覧願います。第2表、繰越明許費補正については、第4款衛生費、第1項保健衛生費、予防接種事業が国の交付金事業として採択になったことにより年度内にその支出を終わらないことから、76万9,000円を翌年度に繰り越しして使用するために追加設定するものであります。

第3表、地方債補正、1、変更については、臨時財政対策債から五所川原地区消防事務組合施設整備事業まで6事業において、先ほども申し上げましたとおり、事業費の確定に伴って限度額をそれぞれ変更し、2、廃止については地域コミュニティバス運行事業が特別交付税で措置されることになったため廃止しております。

以上、報告第7号 平成30年度中泊町一般会計補正予算第11号についてご説明を申し上げます。何とぞよろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第7号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第7号は承認することに決定しました。

◎日程第2 報告第8号

○議長（長利 司君） 日程第2、報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

太田税務課長。

○税務課長（太田公平君） おはようございます。報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

平成31年3月29日付で専決処分いたしました専決第7号は、中泊町税条例等の一部改正についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、条文の整備を要することから専決処分したものであります。

改正内容について条例新旧対照表でご説明いたしますので、条例新旧対照表の1ページを御覧願います。上から1行目の第34条の7につきましては、個人の町民税のふるさと納税の寄附金の改正に伴い、条件の整備をしたものであります。

なお、この規定の改正は、平成31年6月1日施行でございます。

次の第7条の3の2、第1項からは附則の改正でございます。下から16行目の附則第7条の3の2につきましては、所得税の住宅ローン控除の改正により延長される控除期間が平成43年度から平成45年度に改められたものであります。この規定の改正は、平成31年4月1日施行でございます。

5 ページを御覧願います。上から 4 行目の附則第 10 条の 3、第 6 項につきましては、高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る税額の減額措置の特例を受けようとする者がすべき申告等について規定したものであります。この規定等の改正は、平成 31 年 4 月 1 日施行でございます。

6 ページを御覧願います。下から 2 行目から 8 ページまでの附則第 10 条の 4 では、平成 28 年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者が申告すべき申告等について規定したものであります。この規定等の改正は、平成 31 年 4 月 1 日施行でございます。

8 ページを御覧願います。下から 13 行目から 11 ページまでの附則第 16 条では、軽自動車税のグリーン化特例について重課を平成 31 年度に限ったものとし、平成 29 年度分の経過を削除したものであります。この規定等の改正は、平成 31 年 4 月 1 日施行でございます。

11 ページを御覧願います。中段部分の附則第 23 条では、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について規定したものであります。この規定等の改正は、平成 31 年 4 月 1 日施行でございます。

12 ページを御覧願います。平成 29 年改正条例第 1 条の 2 では、軽自動車税の種別割の改正に伴い条文を整備したものであります。この規定等の改正は、平成 31 年 4 月 1 日施行でございます。

13 ページを御覧願います。13 ページから 15 ページまでの平成 30 年改正条例第 1 条では、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害、その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の宥恕措置について規定したものであります。この規定等の改正は、平成 31 年 4 月 1 日施行でございます。

以上、報告第 8 号 中泊町税条例等の一部改正についてご説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第8号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第8号は承認することに決定しました。

◎日程第3 報告第9号

○議長(長利 司君) 日程第3、報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

太田税務課長。

○税務課長(太田公平君) 報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

平成31年3月30日付で専決処分いたしました専決第8号は、中泊町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてであります。

過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が一部改正されたことに伴い、条文の整備を要したため専決処分したものであります。

改正の内容につきましては、条例新旧対照表でご説明いたしますので、条例新旧対照表の16ページを御覧願います。第2条中の上から4行目になりますが、平成31年3月31日を平成33年3月31日に改めました。適用期限を2年間延長するものであります。

附則において、平成31年4月1日から施行するとしております。

以上、報告第9号 中泊町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長(長利 司君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
報告第9号を採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（長利 司君） 異議なしと認めます。
したがって、報告第9号は承認することに決定しました。

◎日程第4 報告第10号

- 議長（長利 司君） 日程第4、報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

太田税務課長。

- 税務課長（太田公平君） 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

平成31年3月30日付で専決処分いたしました専決第9号は、中泊町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてであります。

半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が一部改正されたことに伴い、条文の整備を要したため専決処分したものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、17ページを御覧願います。第2条中の上から3行目になりますが、平成31年3月31日を平成33年3月31日に改めました。適用期限を2年間延長するものであります。

附則において、平成31年4月1日から施行するとしております。

以上、報告第10号 中泊町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
報告第10号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第10号は承認することに決定しました。

◎日程第5 報告第11号

○議長（長利 司君） 日程第5、報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

太田税務課長。

○税務課長（太田公平君） 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

平成31年3月30日付で専決処分した専決第10号は、中泊町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてであります。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、条文の整備を要したため専決処分したものであります。

改正の内容につきましては、条例新旧対照表でご説明いたしますので、18ページを御覧願います。第2条の上から3行目になりますが、平成31年3月31日を平成33年3月31日に改めました。適用期限を2年間延長するものであります。

附則において、平成31年4月1日から施行するとしております。

以上、報告第11号 中泊町承認地域経済牽引事業のために設置さ

れる施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。報告第11号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第11号は承認することに決定しました。

◎日程第6 報告第12号

○議長（長利 司君） 日程第6、報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

太田税務課長。

○税務課長（太田公平君） 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

平成31年3月30日付で専決処分した専決第11号は、中泊町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてであります。

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令が一部改正されたことに伴い、条文の整備を要したため専決処分したものであります。

改正の内容につきましては、条例新旧対照表でご説明いたしますので、19ページを御覧願ひます。第2条中の下から13行目からは条項の整理をしたものであります。

附則において、平成31年4月1日から施行するとしております。

以上、報告第12号 中泊町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。報告第12号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第12号は承認することに決定しました。

◎日程第7 報告第13号

○議長（長利 司君） 日程第7、報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。
毛内財政課長。

○財政課長（毛内康裕君） 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

平成31年4月5日付で専決処分をいたしました専決第12号は、平成31年度中泊町一般会計補正予算第1号であります。

小泊小学校高圧受電設備復旧工事の実施による経費について、所要の予算補正を要することから専決処分をしたものであります。

2ページを御覧願います。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億2,497万3,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正の主なものについて、歳入歳出補正予算事項別明

細書によりご説明いたします。

それでは、最初に歳出についてご説明申し上げます。5ページを御覧願います。第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費、14節使用料及び賃借料及び15節工事請負費に、平成31年4月4日の落雷により破損した小泊小学校の高圧受電設備の復旧工事に係る費用として合計97万3,000円を計上しております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。2、歳入では、歳出の関連において、第17款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に、今回の補正財源として97万3,000円を計上しております。

以上、報告第13号 平成31年度中泊町一般会計補正予算第1号についてご説明いたしました。何とぞよろしくお願いたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
報告第13号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。
したがって、報告第13号は承認することに決定しました。

◎日程第8 報告第14号

○議長（長利 司君） 日程第8、報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

毛内財政課長。

○財政課長（毛内康裕君） 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

平成31年4月26日付で専決処分をいたしました専決第13号は、平成31年度中泊町一般会計補正予算第2号でございます。

国有地購入及び宮越家仮設フェンス設置工事並びに総合文化センターガス設備復旧工事、相撲道場給水管漏水修繕工事実施に要する経費について、所要の予算補正を要することから専決処分をしたものであります。

2ページを御覧願います。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,113万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億3,611万円とするものであります。

歳入歳出予算補正の主なものについて、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

それでは、最初に歳出についてご説明いたします。5ページを御覧願います。第2款総務費、第1項総務管理費、第6目企画費、17節公有財産購入費に、土地購入費用として884万円を計上しております。

第10款教育費、第4項社会教育費、第6目文化財保護費、14節使用料及び賃借料及び15節工事請負費に、宮越家保全のための仮設フェンス設置工事に係る費用として113万円を、同じく第10目総合文化センター費、15節工事請負費に、総合文化センターガス漏れによる復旧工事に係る費用として59万4,000円を、第5項保健体育費、第3目体育センター費、15節工事請負費に、相撲道場水道管漏水による修繕工事に係る費用として57万3,000円計上しております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。2、歳入では、今回の補正財源として、第17款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に1,113万7,000円を計上しております。

以上、報告第14号 平成31年度中泊町一般会計補正予算第2号についてご説明いたしました。何とぞよろしく願います。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第14号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第14号は承認することに決定しました。

◎日程第9 議案第25号

○議長(長利 司君) 日程第9、議案第25号 中泊町税条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

太田税務課長。

○税務課長(太田公平君) 議案第25号 中泊町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本改正条例は、地方税法の一部改正に伴いまして、町税条例の一部を改正するものであります。

改正内容について条例新旧対照表でご説明いたしますので、条例新旧対照表の20ページを御覧願います。上から1行目の第36条の2につきましては、町民税の申告書記載事項の簡素化に伴い、条文の整備をしたものであります。この規定の改正は、令和2年1月1日施行でございます。

上から14行目の第36条の3の2第1項につきましては、個人の町民税に係る給与所得者の単身児童扶養者の扶養親族申告書記載事項への追加に伴い、条文の整備をしたものであります。なお、この規定の改正は令和2年1月1日施行でございます。

次の第36条の3の3につきましては、個人の町民税に係る公的年金受給者の単身児童扶養者の扶養親族申告書記載事項への追加に伴い、条文の整備をしたものであります。この規定の改正は、令和2年1月1日施行でございます。

次の第15条の2からは附則の改正でございます。22ページを御

覧願います。上から11行目の第15条の2につきましては、軽自動車税の環境性能割の非課税とする臨時的軽減の規定を新たに設けたものであります。なお、この規定の改正は令和元年10月1日施行でございます。

次の附則15条の2の2につきましては、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の規定を新たに設けたものであります。なお、この規定の改正は令和元年10月1日施行でございます。

23ページを御覧願います。中段部分の第15条の6につきましては、軽自動車税の環境性能割の税率の特例の規定を新たに設けたものであります。なお、この規定の改正は令和元年10月1日施行でございます。

次の附則第16条につきましては、軽自動車税の重課の規定を整備し、令和2年度分及び令和3年度分の経過の規定を新たに設けたものであります。この規定の改正は、令和元年10月1日施行でございます。

また、軽自動車税の令和4年度分及び令和5年度分の経過の対象を電気自動車等に限った上で新たに設けたものであります。この規定の改正は、令和3年4月1日施行でございます。

25ページを御覧願います。上から12行目から26ページまでの附則第16条の2につきましては、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について、附則第16条の改正に伴い新たに設けたものであります。この規定の改正は、令和元年10月1日施行でございます。

26ページを御覧願います。平成17年改正条例第24条第1項につきましては、個人の町民税の単身児童扶養者の非課税措置の対象への追加に伴い、条文の整備をしたものであります。なお、この規定に改正は令和3年1月1日施行でございます。

以上、議案第25号 中泊町税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

川山議員。

○8番（川山光則君） 今の条例で24ページのところを見て、ちょっと余り詳しく、難しく書いているのでちょっとわからないので、結果、これ

新車の場合は安くするというので、前の車は変わらないという意味で捉えればいいのですか。

○議長（長利 司君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時40分

○議長（長利 司君） それでは、休憩中の会議を開会します。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第26号

○議長（長利 司君） 日程第10、議案第26号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

太田税務課長。

○税務課長（太田公平君） 議案第26号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本改正条例は、地方税施行令の一部改正に伴う基礎課税限度額の引き上げ及び低所得者に係る軽減判定所得の改正を行うため、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては条例新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の28ページを御覧願います。中泊町国民健康保険税条例の第2条第2項において、医療分の基礎課税限度額を58万円から61万円に引き上げるものでございます。

続きまして、低所得者に係る軽減判定所得の改正でございますが、下から10行目の5割軽減の判定所得の算出では、被保険者1人につき加算される金額を27万5,000円から28万円に改正してございます。また、2割軽減の判定所得の算出では被保険者1人につき加算される金額を50万円から51万円に改正してございます。低所得者の国民健康保険税を軽減するため、被保険者均等割額及び世帯平等割額の軽減判定所得を拡大して軽減措置を拡充するものでございます。

提出議案一覧の33ページを御覧願います。最後に、附則の第1条において平成31年4月1日から適用すると規定してございます。

以上で議案第26号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明を申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第26号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第27号

○議長（長利 司君） 日程第11、議案第27号 中泊町介護保険条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

木元福祉課長。

○福祉課長（木元 剛君） おはようございます。議案第27号 中泊町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書の34ページを御覧ください。今回の条例改正は、本年4月1日に施行された介護保険法等の改正に対応するものであり、第1号被保険者のうち所得段階が第1段階から第3段階までの被保険者の保険料を軽減するため一部改正するものでございます。

改正内容につきましては、条例等新旧対照表によりご説明申し上げます。条例等新旧対照表の29ページを御覧ください。中段よりちょっと下の第2条第2項の部分を御覧ください。所得段階第1段階の被保険者保険料については、既に平成30年度から32年度まで3万8,700円から3万4,830円に引き下げられております。改正案では、今年度及び令和2年度においてさらに5,805円引き下げ、2万9,025円とするものでございます。

また、第2条に第3項と第4項を新たに追加し、所得段階第2段階、そして第3段階の被保険者保険料を5万8,050円からそれぞれ4万8,375円、5万6,115円に改めるものであります。

なお、この改正による介護保険料の減収分につきましては国庫支出金2分の1、県支出金4分の1、町一般会計繰出金4分の1により賄われることとなっております。

以上、議案第27号 中泊町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げました。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

川山議員。

○8番（川山光則君） 申しわけない、勉強不足だがもわがねばって、この3項の2万9,025円を4万8,375円と読みかえるものとするって、今この4項にもあるのですが、2万9,000円、5万6,000円、これどういう意味で読みかえることになるのか、ちょっと教えてください。

○議長（長利 司君） 木元福祉課長。

○福祉課長（木元 剛君） これ、条例改正の専門的な表現で、非常にわかりづらいという部分だと思うのですが、第2項の部分を使用しまして、第2項の2万9,025円を読みかえるという内容のものなのですが、先ほどもご説明申し上げましたとおり、内容としましては5万8,050円から第2段階が4万8,375円、第3段階の

方が5万6,115円に軽減されるという内容のものでございます。
よろしく申し上げます。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第27号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第28号

○議長（長利 司君） 日程第12、議案第28号 中泊町中里職業能力開発校条例の廃止についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

成田総務課長。

○総務課長（成田勝輝君） 議案第28号 中泊町中里職業能力開発校条例の廃止についてご説明申し上げます。

中泊町中里職業能力開発校につきましては、平成18年度指定管理者制度導入時点での町の導入方針といたしまして、施設利用者が限られた職種の人たちであることから、公募せず、職業訓練法人中里職業訓練協会を指定管理者としてきました。

指定管理者導入当初は5年間の指定でございましたけれども、平成21年度から休校状態であり、将来の見通しが立たないことから、平成29年4月に指定期間を3年に短縮して指定してきたところでございます。

その中里職業訓練協会が平成31年3月31日をもって解散されたことに伴い、令和2年3月31日まで期限のある指定管理者の取り下げの申し出がありました。

今後これにかわって運営を見込める組織がないことなどから、取り下げの申し出を受理し、中泊町中里職業能力開発校条例を廃止するものでございます。

以上、議案第28号 中泊町中里職業能力開発校条例の廃止についてご説明申し上げました。何とぞよろしくお願ひいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

11番、野上議員。

○11番（野上憲幸君） 廃止については異論はないわけでありますけれども、ただ、これあれぐらゐの敷地、建物も老朽化はしております。しかしながら、あれをあのまま放置するということになれば、また町としても処分経費または存続するにしても維持経費がかかるわけです。とすれば、条例廃止後のいわゆる空いた施設を何か有効利用を考えているのか、それともやっぱり財産の払い下げをしながらいわゆる町の財産処分の所得としての利用を考えるのか。私としては、これから人口減少社会に向かっていくのは確かでありますので、無用な施設はやっぱり処分すべきかなと考えますけれども、町長としてはどういう展望を考えているのか、ちょっとお伺ひしたいと思います。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 今たまたま職業能力開発校、指定管理で使っていた団体が使わなくなったということで条例を廃止したわけですが、これはこれとして議員おっしゃるとおり廃止しなければいけないわけですから廃止いたしますけれども、この建物、敷地の活用につきましては、先日来いろいろ町の未来についてというか、将来についてお話が出ている中で、今後さまざまこういう施設がまた出てくるのだと思うので、そういう部分も含めまして将来に向けて検討していきたい。できるだけ早くこの構想をまとめていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第29号

○議長(長利 司君) 日程第13、議案第29号 令和元年度中泊町一般会計補正予算第3号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

毛内財政課長。

○財政課長(毛内康裕君) 議案第29号 令和元年度中泊町一般会計補正予算第3号についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,753万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億7,364万8,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により主なものについてご説明いたします。

なお、各費目の2節給料、3節職員手当等、4節共済費及び19節負担金補助及び交付金、また28節特別会計繰出金にそれぞれ人件費の調整額を計上いたしておりますが、これらは4月の職員人事異動に伴うものでございますので、歳出の款を追っての説明は省略させていただきます。

それでは、最初に歳出についてご説明いたします。3、歳出、10ページを御覧願います、第2款総務費、第4項選挙費、第5目小田川土地改良区総代選挙費に、1節報酬から14節使用料及び賃借料まで合計118万9,000円を計上しております。

12ページを御覧願います。第3款民生費、第2項児童福祉費、第3目子ども・子育て支援事業費に、国の保育料無償化に伴うシステム改修委託料など合計1,290万7,000円を計上しております。

14ページをお開き願います。第6款農林水産業費、第2項農業費、第2目農業振興費、13節委託料に、農業振興計画作成委託料95万7,000円を計上しております。

15ページを御覧願います。第5項林業費、第1目林業総務費、19節負担金補助及び交付金に、県が鳥獣被害防止対策協議会へ直接交付することとなったため300万円を減額し、21節貸付金に県からの交付実行までの事業費として200万円を計上しております。

第6款農林水産業費、第6項水産業費、第2目水産業振興費、16ページを御覧願います。19節負担金補助及び交付金に、養殖推進プロジェクト事業補助金として、マツカワガレイ養殖に係る地熱ボーリング調査等の費用として1,212万円を計上しております。

第7款商工費、第1項商工費、第2目観光費、1節報酬から13節委託料まで、観光資源掘り起こしのための観光ビジョン策定費用として320万9,000円を計上しております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。5ページを御覧願います。2、歳入では、歳出との関連において、第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費補助金に、子ども・子育て支援事業費補助金1,239万4,000円を計上しております。

第16款寄附金、第1項寄附金、第1目一般寄附金に、養殖プロジェクト事業の財源として企業版ふるさと納税1,130万円を計上しております。

第17款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に、今回の補正財源として1,258万円を計上し、6ページを御覧願います。第19款諸収入、第3項貸付金元利収入、第1目貸付金元利収入に200万円、第5項雑入、第1目雑入に、歳出の関連により合計133万7,000円を計上しております。

以上、議案第29号 令和元年度中泊町一般会計補正予算第3号についてご説明申し上げました。何とぞよろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、今議員。

○2番（今 博子君） 予算にも関係することと考え質問させていただきます。

役場隣にありますもみじ団地から、今年度中里小学校へ通学している

児童が17名います。目の前にある大通りの歩道が片側にだけあるため、登下校の際は大通りを横断しなければなりません。それがとても危険であり、多くの方から非常に危ないという指摘を受けています。もみじ団地の建設自体も途中であり、大通りまでに2本の道路がつながっていますが、1本はまだ舗装もされておらず、利用できる状態にないことも理解しております。しかし、悲惨な事故が起きる前に、歩道をつくるとか何らかの安全対策を施さなくていけないものと思われます。実際に17名の児童が毎月危険にさらされているわけであり、子供を守るための安全確保は喫緊の課題であると思われるが、何か対策はお考えでしょうか。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 今、今議員のほうから、役場前の道路を横断する、その危険に対する対策ということでご質問を頂戴いたしました。

今、役場西側の信号のところに横断歩道が1本あって、東側のアンダーパスに行く途中のところに横断歩道が1本あって、あと途中で横断歩道がないということで、私はいつもクリーニング使わせていただいておりますが、クリーニング屋さんのほうからもちょうど、もみじ団地から出てくる子供たちが非常に危ないと、どのタイミングで道路を渡ったらいいのかわからないような状況のようだというので、横断歩道何とかならないのかというようなお話を聞いておりました。

ついせんだって、私自身も役場から昼休みにコンビニとかに買い物に行くときに、横断歩道のないところを渡るとやっぱり子供たちが見ていて、町長が横断歩道のないところ渡っているというのは、これやっぱりよくないことございまして、総務課の担当職員のほうにちょっと調べさせておりました。

結果といたしましては、今ある既存の横断歩道から近距離にあるところにはなかなか横断歩道はつけづらいということがあるようでございます。

また、役場駐車場敷地の道路に面した一番の東側の端にみちのく銀行が支店をつくるというお話も出ておるものですから、ちょうどみちのく銀行の支店ができるもみじ団地から出てくる道路のクリーニング屋さんのほうに渡るあたりにどうかなと言ったら、その辺だとルールでつくられなくなっている横断歩道間の距離からは超えているので何

とかなるのかなということで、そこは1つ要望をさせていただこうかなと思っております。

それからまた、反対側の、東側のもみじ団地から出てくる取りつけ道路の道路渡る部分、ここも子供たちの通学の指定になっているようでございまして、こちらのほうもですね、ちょうど東側のほうの横断歩道から見ると100メートル以上の距離はあるので、ここも要望させていただこうかなと、今この2カ所を横断歩道設置の要望をさせていただこうと思っておりました。

これは、町がつける横断歩道ではなくて、公安委員会のほうに要望をしてつけていただく形になりますので、今申し上げたような事情を説明しながら要望という形を出していきたいなど。

いずれにしても、子供たちの通学の安全、それから今パルナス前にあるバス停にもですね、ベルのほうで買い物した方々が渡ってくるというのがありますので、そこら辺も全部考えながら、どこにどう横断歩道をつければいいのかということ警察のほうともご相談をしていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 6番、荒関です。今、町長のほうからもみちのく銀行のお話出ましたけれども、私も3月議会のときもちょっと伺ったのですけれども、どのような経緯になっているのか、説明できる部分があったらお知らせ願えればと思います。

○議長（長利 司君） 毛内財政課長。

○財政課長（毛内康裕君） 荒関議員のご質問にお答えしたいと思います。

せんだってみちのく銀行中里支店のほうからもお話は伺っておりますけれども、やっと設計ができた段階だということで、ただ建設に当たってはやっぱり資材の高騰、また資材の確保にちょっと苦慮していると。今週に入ってから設計段階の浄化槽の排水の関係の役場敷地内の側溝に流してもいいかという申請も上がって、ちょっと当初とは、遅くなっていますけれども、それなりに進んでいる状況にはございません。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 当初とは大分期間的に、土地の買収のときはかなり急いだ感がありながら、いざ建設という段階になったら何か足踏みしているような状況にある。2020年のオリンピック後じゃなければいろんな意味で資材等がうまく、人夫も回らないのかなと、そこもわからないわけではないのでありますが、財産処分するときに何か瑕疵担保なりを取りつけて契約しないと、我々としてはですね、やっぱりそういう町の財産を処分した段階でもう銀行さん移るのかなという感覚でおったのですが、何と遅い、設計図できたけれども、いつ施工するかというのもまだはっきりしないような現況であれば、これからもいろんな、先ほどのお話にもありましたが、町の財産を処分していく、人口減少化の中では当然それはやっていかなければいけないのですが、やっぱり何かしら町の財産を処分するときには瑕疵担保をきちりつけていかないとですね、財産は処分しました、今度そこに全然手つかないというような形が多々出てきますと、何か物ばり売ってどうなんだばというようなお話にもなると思いますので、そこいら辺きっちりした明確な計画のあるものに対して物を処分するのであればいいけれども、そうでなくて後づけで理由つけてですね、全然実行していかないような形であれば、これからの財産処分のときにもうきっちりそこら辺は注意しながら財産処分していただきたいというのが私の考えでありますので……何か一言あったら。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 公の財産でございますので、処分につきましては目的をしっかりと説明させていただいた上でこの処分を決定していただいたわけでありまして。そういう観点で申し上げますと、今荒関議員のほうからお話しあったとおり、なかなか見えてこないというのが非常にご心配をおかけしているところであるとは思いますが、相手方、金融機関、我々のほうの指定金融機関でもございまして、支店を移すために土地を求めるといふ、これはもう当初からの約束、信義でございますので、私どものほうとしても随時確認をしながら、作業状況を確認しながら今まで参ったところでございます。

さまざまな許認可でございます。私のところに大体、あそこ側溝も流れていますし、さまざまな許認可の手続が最近上がってきているのを

見て、銀行さんのほうのさまざまな会合のときにも役員の方ともお話をしながら、ご迷惑をおかけしているという言葉をお聞きしながらですね、こちらから早く進められるのであれば進めてほしいというお話を申し上げながらやってきてございます。

詳細につきましては、先ほど財政課長のほうからお話しあったとおりでございますが、確実に今一步一步進んでいるところでございます。先日支店長から聞いた話でも、年内完成どうなのかなというのはあるようでございますが、確実に作業は進めるということで伺っておりますので、また何か情報入りましたら議員各位にもご報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

8番、川山議員。

○8番（川山光則君） 2つ、とりあえず2つほど。12ページの3節の職員手当等で時間外150万になっているのですけれども、まさか1人ではないですよ。どう考えればいいのか、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

もう一つは、15ページの先ほど説明ありました鳥獣被害防止対策協議会のこの300万が県からの直接、やめて補助金から貸付金になっているのですよね。補助金と貸付金といえば意味全然違うのではないかと思うのだけれども、そことりあえずご説明いただきます。

○議長（長利 司君） 木元福祉課長。

○福祉課長（木元 剛君） 川山議員ご質問の12ページの職員手当の部分について、私のほうからご説明申し上げます。

こちらなのですけれども、10月の幼児教育の無償化、これに向けて相当な事務量が予想されることから、福祉課全体で事務に当たるとして一応所要額を見積もって計上したというものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（長利 司君） 竹谷農政課長。

○農政課長（竹谷 覚君） 15ページの鳥獣被害対策協議会への補助金についてでございますが、当初、間接補助事業を予定していましたが、県よりことしも協議会への直接補助金でというふうに進めているようにという通知がございましたので、補助金の場合は町のほうから補助

金で出せるわけですけれども、協議会への直接の交付金がおくれるため、その間の町で貸し付けをして交付金が入りましたら返していただくというものでございます。

以上です。

○議長（長利 司君） 8番、川山議員。

○8番（川山光則君） 補助金のほうはわかりました。

時間外手当の件ですけれども、これからのことを考えて手当てしたと。今、何だ、働き方改革がありまして、余り残業、いっぱい働かせるというのはどうかなと思うのだけれども、それにしても150万も残業させるって大変な話だよな、これな。国が今お金けるっていうんだはんで、それは職員に我慢してもらおうとして、中身はわかりました。余り無理しないようにして頑張っていたいただければと思います。

もう一つ、5ページの寄附金のことで、ふるさと納税の企業版、町長1,100万もらってきたようですけれども、この辺は顔が広いのでいいのでしょうかけれども、普通の私たちが受けているふるさと納税、小さい額ですけれども、ここはやっぱり、きのうの後また話もしたりして、やっぱり地元のいいものを探すには、今、何か業者の方をお願いしているところも一部あるらしいのですけれども、やっぱり役場の中でそういうのを探す、何ていうのだ、チームみたいなのをつくって、中泊はもちろん米もあるでしょうし、魚もありますし、そういういいものを掘り起こしながらやればどうだんだと、旅から来た人にだけ見つけてもらって出すのも何かなという話がちらっとありまして、余り深いところまでわからないのですけれども、私、この前徐福にいたら山形の企業だって、山形から来た人だって、その企業の若い人が、何があるのかって調べてやったらいいのですけれども、それらも話聞いたのですけれども、できればここにも優秀な人たちがいっぱいいるのですから、プロジェクトチームでもつくって何か皆さんに喜ばれるものを、今これから多分競争かなり激しくなるでしょうから、そういう企画もしながらやっていければどうですかなど。また、もちろん地元の企業にも恩恵があるようなやり方でやっていただければと思うのですが、課長、どうですか。

○議長（長利 司君） 葛西総合戦略課長。

○総合戦略課長（葛西成芳君） 今、川山議員のほうからご指摘のありました

ふるさと納税についてですけれども、きのう一応一般質問のほうでも答弁いたしました。今の中間業者といいますか、業者のほうでいっていると。実際今の返礼品については、我々も一応協議しまして、まず町内の特産品、また議員のところにも行ったかと思っておりますけれども、まず海産物とかそこら辺を一応選んで、やっぱり人気のあるもの、そうすればより納税がふえますので、そこら辺を考えてやっております。

ただその業者のほうに任せて勝手に選んでもらっているわけではございませんので、こちらでも検討しながらよりよいもの、これからまた新しいもの、そういうものをいろいろ探して納税のほうにつなげたいと思っております。

きのう議員にもご指摘されましたけれども、一応アワビとかの食べ方がわからないと、レシピなどをやったらどうかと、そういうこともございましたけれども、一応やっぱり前にもそのようなことがありまして、一部業者のほうに海産物のほうにはこちらからそういうレシピみたいなものをつけて発送しております。

以上であります。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

10番、沖崎議員。

○10番（沖崎 勲君） 私から運動公園、そしてグラウンドについてであります。額もかさむし、町長も耳の痛い話だとは思いますが。というのは、この間中体連で、教育長も来ておりました。見ていったかと思っておりますけれども、大分悪くなっております。先ほど報告では、相撲道場とか小泊の学校の関係、これはまあ早急にやらなければならない、金額的にもそうかからないわけですがけれども、先般の中学校の大会でもスタートに着けば目の前に穴が、穴がというか、はがれていると、タータンが、ゴムがはがれている。やっぱり聖域であって、なかなか子供たちも気分を害すと言えぱちょっと大げさだかもしれないけれども、そういうのがあって、直してけねもんだがと、そういう話を子供たちからしゃべられましたじゃ。

ただ、総合的に改修工事とへばこれはかさむのはわかっておりますし、町にじえんこねずもわがってらし、ただ平成21年までだが、使えるものがあるのも私もわかっていましたけれども、部分的にやるのか、これもやっぱり早急すが早目にやらなければ、町長も先般の街

頭へば選挙の関係でも中泊にもいいグラウンドがあるのだと紹介しているし、私もそう思っておりますし、もうちょっと整備してほしいなと。ちょっとでは済まないのですけれども、どの程度ぐらいまでと話し合っているのかなと思いますけれども、今年度でもできる範囲の話を町長。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 陸上競技場の課題につきましては重々私も承知をしておりますし、先般の中体連、同じ日に北と西の中学校の中体連が同じ中泊町総合運動公園で行われていたというのをスポーツ欄見まして、どうやって西と北分けてやってらんだべなと思ひながら、大変だったべなと思ひながら見ていたわけでありませう。要するに400の公認グラウンドがこの地域で我が町の総合運動公園しかないというようなこともあって、大会含めさまざまな催し物が我が町で開催されると。使用頻度が非常に高くなっている。そういう意味では非常にいい運動公園なんだなと、陸上競技場なんだなというふうに思っているわけでありませうが、一方、なぜ西郡、北郡の子供たちがみんなでするグラウンドを我が町の税金で維持していかなければいけないのかというじくじたる思ひもありまして、先日来お話を申し上げておるとおり、広域連合で何とかならないものかという話題を常に上げているわけでありませう。連合長である五所川原市長に対しても、公認の期限がことしのうちに来るということも含めて早く検討してほしいというのを先日連合長、副連合長の会議の中でも申し上げております。できるだけ早く連合での課題解決、それがままならないのであれば町でとりあえず最低限のところをやるような形は考えていきたいなというふうに思っておりますが、何とか議員におかれましてはこのことを陸連、陸上競技協会のほうでもご議論いただくようお願いをいただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 沖崎議員。

○10番（沖崎 勲君） お願いされたり、したりであります。ただ、選手がやっぱり育っているし強くなってきていけば、やっぱり消耗品でありますので壊れる、はがれるのが速くて、地元の子供たちでなくて、今町長が言われるようにあちこちから来ます。大人等も来ております。

あした、あさってからまた、全国インターハイを目指して、今我が町からも大分、あしたか、あした出発か、東北大会、秋田県で行われるわけですがけれども、行かれて、全国に行けるのがただ数名だなというふうには思っております。

ただ、やっぱりここしかない、ここしかねばここにしか来られないわけでありますので、私も五所川原市長ともいろんな話をしておりました。前の市長もいつも話はしておりましたけれども、やっぱり広域に持っていくべきだと思っておりますので、余り地元の負担は少なく、それにしてもことしはまだですけれども、町長もほとんど陸上関係の写真がホームページや中里広報で笑顔で子供たちと写真撮っているのを見れば、早く思い切って、まず陸上は原点でありますので、総務課長、そこにいて沖崎しゃべれば聞きづらいと思えますけれども、ひとついい予算というか集めて、早目にできれば改修工事、余り答えを求めません。終わります。何とかよろしく願います。

○議長（長利 司君） ほかに質疑。

6 番、荒関議員。

○6 番（荒関富雄君） 6 番、荒関です。5 ページなのですけれども、歳入部分で何か国で子ども・子育て支援事業に対して1, 239万4, 000円か、補正前の額とやや同額ぐらい補正額あるのですけれども、なんさ使おうと思っているのですか。まず、そこから町長にお伺いいたします。

○議長（長利 司君） 木元福祉課長。

○福祉課長（木元 剛君） 荒関議員の補助金の使い道ということでご質問にお答えいたします。

今回の幼児教育の無償化、10月から開始されるのですけれども、それに伴いましてこども園等に係るシステムの改修等に経費がかかるというのと、あとは先ほど川山議員からもご質問ありましたけれども、そういった事務的なものについても国で手当てするというので今回その所要額として1, 239万4, 000円を計上したというところでございます。

○議長（長利 司君） 6 番、荒関議員。

○6 番（荒関富雄君） この所要額については理解いたしました。では、10月になれば当町にはどれぐらいへば入ってくる予定なのですか。

○議長（長利 司君） 木元福祉課長。

○福祉課長（木元 剛君） 今回の10月からの改正については、5月10日に法案成立しております。詳細の部分についてはまだこれから示されるという部分もありまして、あと10月以降の親が本来負担する国基準の保育料というのが31年度の住民税を基本に算定されるということで、まだ試算していないという状況でございます。これからその数字が出てきましたら改めてご説明申し上げたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（長利 司君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 6番、荒関です。まだはっきりわからないと。はっきりはわからなくてもつかみはあるのでしょうか。はっきりした正確な数字は要りませんよ。でも、法改正が行われたということであれば、当然それに対しての町としてもどれぐらい入ってきてどうなのかというのは試算値ぐらいは出しているはずだと思いますけれども、そこまでも計算していないのですか。

○議長（長利 司君） 木元福祉課長。

○福祉課長（木元 剛君） 試算値ということでございますけれども、大変申しわけありませんが、今現状で試算値の資料、私持ち合わせておりません。過去に試算したものがあれば、後ほど資料等でご説明申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（長利 司君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第29号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第30号

○議長（長利 司君） 日程第14、議案第30号 令和元年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

山中町民課長。

○町民課長（山中哲哉君） おはようございます。議案第30号 令和元年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

事業勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ52万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,034万円とし、診療施設勘定の補正予算は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ159万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,833万4,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

最初に、事業勘定からご説明申し上げます。5ページの下段を御覧願います。3、歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費に、4月の人事異動に伴う職員人件費分として、2節給料から19節負担金補助及び交付金まで合計52万1,000円を減額しております。

上段を御覧願います。2、歳入では、6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金に、歳出の関連で職員給与費等繰入金52万1,000円を減額しております。

次に、診療施設勘定についてご説明いたします。8ページを御覧願います。3、歳出、第1款総務費、第1項医療施設管理費、第1目一般管理費に、人事異動に伴う職員人件費分として2節給料から4節共済費まで合計105万7,000円を計上し、第2款医業費、第1項医療用医業費、第1目機械器具費、第18節備品購入費に、24時間心電図検査を実施するためのホルタ記録器購入費として49万7,000円を計上しております。既存ホルタ記録器の老朽化により、今回更新を行うものであります。

7ページにお戻り願います。2、歳入では、今回の補正財源として、第1款診療収入、第1項医科外来収入に合計155万4,000円を、

第2項歯科外来収入においては3万8,000円を計上しております。

以上、議案第30号 令和元年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げました。何とぞよろしくお願いたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 発議第3号

○議長（長利 司君） 日程第15 発議第3号 中泊町議会会議規則の一部改正についてを議題にします。

本件については、議会内で協議を願った件でありますので、説明、質疑及び討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

発議第3号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 発議第4号

○議長（長利 司君） 日程第16、発議第4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題にします。

お諮りします。本件については、提出の理由にありますように、引き続き総合的な過疎対策の充実、強化のため新たな過疎対策法の制定を求めるもので、議会運営委員会連名で提出されたものです。本件については、説明、質疑及び討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

発議第4号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について

○議長（長利 司君） 日程第17、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項についてを議題にします。

お諮りします。次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（長利 司君） 今定例会に上程されました全議案について長時間にわたり慎重にご審議をいただきまして、まことにありがとうございます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして令和元年第2回中泊町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時37分

上記会議のてん末を記載しその相違ないことを証するため
ここに署名する。

議 長 長 利 司

署名議員 秋 田 博

署名議員 塚 本 悦 子